第6章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

## 第6章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

事業計画に係る複数案について、供用後の大気質、風害、日照阻害、景観の各環境要素について検討を行った。

環境要素ごとの調査、予測及び評価の結果は、表 $6-1(1)\sim(2)$ に示すとおりである。

なお、方法書以降の環境影響評価手続きにおいては、配慮書で計画段階配慮事項として選定した環境要素以外の環境要素も含め、環境影響が生じる可能性のある項目を環境影響評価項目として選定した上で、詳細な現況調査を実施し、今後、具体化する事業計画に基づく詳細な予測及び評価、並びに必要に応じた環境保全のための措置の検討を行い、事業に伴う影響の低減を図る。

_	T			5-1(1) 調査、予測及ひ評価の結果
環境 要素	影響要因 の区分	調査内容	予測内容 予測方法	環境保全のための措置
大気質	事業のがあり、施出がス)		予測内容   地域冷暖房施設の稼働により変化する大気汚染物質の濃度   予測方法   大気拡散式(プルームモデ	85m) に排出ガス排気口を設置し、 地域冷暖房施設の稼働に伴う周辺 地域への影響低減に配慮した。 方法書以降で検討する内容 ・今後、具体化する地域冷暖房施設の 計画において、CGSについては環境 性能が高い機器の選定や、ボイラー
風害	地形改変後の土地及び工作物の存在	<ul> <li>・上空風の状況</li> <li>・地表付近の風の状況</li> <li>・風の影響に特に配慮すべき施設</li> <li>・風書について考慮すべき建築物</li> <li>・地形</li> <li>・周辺の土地利用</li> </ul>	域の範囲及び変化の程度 予測方法	複数案を計画する中で反映した内容 ・基壇部(低層部)を周辺建物のこへの高とののとののとののとののとののとののとののとののとののとののとののとののとの

		評価結果	
	地域冷暖房施設a案	地域冷暖房施設b案	結 論
環境基準 との整合	素濃度は、環境基準 均値が0.04ppmか	稼働に伴う二酸化窒 ⊭(1時間値の1日平 ら0.06ppmまでのゾ 【下であること)を満	・a案・b案ともに、最大着地濃度及び事業区域 周辺の共同住宅として利用される高層建築物(煙源(排気口)高さ)での最大濃度は環境 基準を満足し、a案とb案で周辺への影響に対 きな違いはない。
影響の程度	・最大での設定をは、 ・最大での設定をは、 ・最大での設定をは、 ・事には、 ・事には、 ・事は、 ・事は、 ・事は、 ・事は、 ・事は、 ・事は、 ・事は、 ・事	・最大でのでは、 ・最大の地域な響の.00022ppm ・事にはは、ののでででは、では、ののでででは、では、では、ののでででは、では、ののでででは、では、ののでででは、では、ののでででは、では、ののでででは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	・最大着地濃度地点においては、a案で地域冷暖 房 施 設 の 稼 働 に よ る 影 響 し 0.00021ppm(日 平 均 値 の 年間 98% 値 し 0.03715ppm)、b案で地域冷暖房施設の稼賃による影響は0.00022ppm(日平均値の年間 98%値は0.03716ppm)であり、日平均値の年間 98%値が環境基準値0.04ppmを下回るとから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼすことはない。 ・事業区域周辺の共同住宅として利用される高層建築物地点においては、a案で地域冷暖房施設の稼働による影響は0.00230ppm以「日平均値の年間 98%値は0.00230ppm以「日平均値の年間 98%値は0.003861ppm以下(日平均値の年間 98%値が環境基準値0.04ppmを下回ることの10.03859ppm以下(日平均値の年間 98%値が環境基準値0.04ppmを下回ることがら、周辺地域の生活環境に著しい影響を別ですことはない。 ・配慮書の予測結果を踏まえ、方法書以降でためることにより、影響を低減できる。
影響の程度	風が上空で吹いた 接道路周辺で地表 加し、横断歩道等 配慮する必要があ ・主風向において、 も風速比が高くな ・風の影響に特に配 区域から約500mの するが、配慮すべ	事業区域北東側で最 る(最大約1.2)。 慮すべき施設は事業 の範囲に12施設存在 き施設付近の風速比 主風向で約0.1ポイン	・事業区域南側の北5条手稲通沿い、北東及河南東側の創成川通沿い等で特に風速が増加する傾向にあり、横断歩道等において風の影響に配慮する必要がある。 ・A案・B案ともに、最も風速比が高くなる区は事業区域北東及び南東側であり、風速比が最大約0.9~1.2と予測されることから、A案B案の風環境の変化は同様の傾向にある。 ・配慮すべき施設の風速比の増加の程度は、案・B案ともに約0.1ポイント以下であり、国地影響を及ぼすことはない。 ・配慮書の予測結果を踏まえ、方法書以降で利力する内容に留意し、事業計画の具体化を対対する内容により、隣接道路沿い等への影響に低減できる。

				アニ(と) 嗣直、ア烈及び計画の相未
環境 要素	影響要因 の区分	調査内容	予測内容 予測方法	環境保全のための措置
日照阻害	地形改変後の土地及び工作物の存在		囲、日影となる時刻及変時間 数等の日影の状況の変化の程度 予測方法 冬至日、夏至日及び春秋の 一多により 一多により 一多により 一多により 一多により 一多において、制画される 一つでである。 一つでである。 一つである。 一つである。 一つではおいて、 一つではおいて、 一つではおいて、 一つではおいて、 一つではおいて、 一つではおいて、 一つではおいて、 一つではない。 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一つでは、 一。 一、 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。	画建築物による日影の影響低減を 図るために、西1街区の高層部は事 業区域の中央部に配置する計画と することにより、日影の影響低減に 配慮した。 方法書以降で検討する内容
景観	地形改変後の土地及び工作物の存在	・主要な自然景観及び都市景観資源等の状況 ・主要な景観の状況 ・主要な景観の状況 ・主要な景観の状況 ・都市計画と、規定する景観 ・景観法に規定する景観 計画 ・札幌・景観、側に規定する景観 ・札幌・景観・直び域 ・札幌・景観条例に規定 ・札幌・景観条例に規定	の程度及び内容  予測方法  計画建築物を含む完成予 想図(フォトモンタージュ) を作成し、現況写真との比較 を行う方法とした。  予測地域・予測地点 近景域内を代表する5地 点(図5.4.1-1 参照)とした。  予測時期 計画建築物の建設工事の 完了後における適切な時期	軒先高さは約54mとし、周辺との調和を確保した。 ・北5条手稲通及び南口駅前広場からのセットバックを極力確保し、北5条手稲通及び南口駅前広場への圧迫感の軽減を図った。 方法書以降で検討する内容

	評価結果			
規制基準等との整合	計画建築物A案 計画建築物B案 ・計画建築物による日影時間は、日影規制区域に対して、日影規制を満足する。		結 論 ・計画建築物により1時間以上の日影が生しる範囲は、A案・B案ともに商業地域内に収まり、建築基準法に基づく日影規制を満足する計画である。	
影響の程度	・1時間以上の日影 地域:商業地域 日影が生じる範囲 内における配慮す べき施設の数 :13施設 [1時間未満]	が生じる範囲の用途 日影が生じる範囲 内における配慮す べき施設の数 :6施設 [1時間未満]、 1施設 [1~2時間未満]	・計画建築物により日影が生じる範囲内において、配慮すべき施設が存在する(A案:13施設、B案:7施設)が、A案においては計画建築物による影響はすべての施設で1時間未満であり、B案においては6施設で1時間未満、1施設で1~2時間未満であり、著しい影響を及ぼすことはない。 ・配慮書の予測結果を踏まえ、方法書以降で検討する内容に留意し、事業計画の具体化を進めることにより、影響を低減できる。	
景観に関する目標との比較	計画建築物A案 計画建築物B案  ・周辺既存建築物の高さと調和する基壇部とする等、札幌市景観計画における景観計画重点地域に示される街直した計画である。  ・各視点場における景観は計画建築物により変化するが、計画建築物の見え方はA案・B案で西1街区及び西2街区の高層部の見え方が異なるほかは概ね同程度である。 ・計画建築物の高層部の見え方が異なる地点が存在するが、高層部の札幌駅南口駅前広場からのセットバックを極力確保して圧迫感の軽減を図ることや、基壇部の高さをそろえ隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性等、札幌市景観計画に示す景観形成基準に従った配慮がなされている。		・計画建築物の高層部は、A案・B案ともに北5 条手稲通及び南口駅前広場からのセットバックを極力確保する計画であり、計画建築物高層部による北5条手稲通及び南口駅前広場への圧迫感の軽減や、基壇部の高さをそろえ隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性にも配慮が図られている。	
影響の程度			<ul> <li>・高層部は既存のJRタワーとともに道都札幌の玄関口のランドマークとなり、新たなシンボル空間の創出に寄与している。</li> <li>・配慮書の予測結果を踏まえ、方法書以降で検討する内容に留意し、事業計画の具体化を進めることにより、影響を低減できる。</li> <li>・今後、景観重点区域『札幌駅南口地区』の景観形成基準の内容を踏まえて詳細の検討を行っていくとともに、景観法・景観条例に基づく手続きにおいて専門家のご意見も伺い</li> </ul>	